

条第十号の規定により債権処理会社が機構へ納付した金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。
 (業務の特例に係る業務報告書の記載事項)

第十二条の三 機構が法第二十二条の二第一項に規定する業務を行う場合には、預金保険法第三十一条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の二第一項に規定する特別協定に関する事項

二 債権処理会社が法第二十二条の二第一項に規定する特別合併のために必要とする資金の借入れに係る債務の保証に関する事項

三 その他法第二十二条の二第一項に規定する業務の方法

(借入金の認可の申請)

第十二条 機構は、法第二十二条の規定により資金の借入れの認可を受けようとするときは、預金保険法施行規則第十六条各号に掲げる事項及び借入先を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。
 (基金の運用方法)

預金保険法施行規則第十七条の規定は、法第二十二条において準用する預金保険法第四十三条第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める方法について準用する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月一〇日大蔵省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月一〇日大蔵省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

この命令による改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則第十二条の規定により大蔵大臣がし

3 この命令による改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則第十二条の規定により大蔵大臣がし

た行為は、新住専法施行規則第十二条の規定により金融再生委員会及び大蔵大臣がした行為とする。

4 預金保険法の一部を改正する法律(平成十年法律百三十三号)以下この条において「預金保険法一部改正法」という。附則第八条の規定による改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)以下この条において「新住専處理法」という。第三条第一項第二号に規定する債権処理会社(以下この条において「債権処理会社」という。)と預金保険法一部改

正法第一条の規定による改正後の預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第七条第一項第一号に規定する協定銀行との合併(以下この条において「特別合併」という。)により、当該特別合併後存続する会社(以下この条において「新会社」という。)が債権処理会社である場合において、新会社が新住専處理法第三条第一項に規定する預金保険機構の業務に対応する新会社の業務を終了し、かつ、預金保険機構が特別合併の前から保有していた債権処理会社の株式の全部につき譲渡その他の処分をしたとき又は当該株式の全部を住専勘定において整理することを終えたときは、債権処理会社が解散したものとみなして、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則第八条第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「その残余財産が確定した時(債権処理会社の残余財産の分配が行われる場合には法第二十七条の手続を終えた時)」とあるのは、「機構が特別合併の前から保有している債権処理会社の全部に相当する金額であつて、譲渡その他の処分により受領した金額又は当該株式に代わるものとして住専勘定において整理した金額が確定した後(当該株式の全部に相当する金額が、譲渡その他の処分により受領される場合又は当該株式に代わるものとして住専勘定において整理される場合には、預金保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第一百三十三号)附則第十条の規定により読み替え適用される法第二十七条の手続を終えた時)」とする。

附 則 (平成一二年六月二九日總理府・大蔵省令第四六号)

この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月一〇日總理府・大蔵省令第五九号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月一日内閣府・財務省令第一号)抄

(施行期日)

第一条 この命令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二八日内閣府・財務省令第一号)

この命令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二六日内閣府・財務省令第六号)抄

(施行期日)

第一条 この命令は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府・財務省令第五号)

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第十三条

この命令は、平成一〇年四月一〇日大蔵省令第五八号)による改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則第十二条の規定により大蔵大臣がし

た行為は、新住専法施行規則第十二条の規定により金融再生委員会及び大蔵大臣がした行為とする。

附 則 (平成一一年三月三一日總理府・大蔵省令第二六号)

この命令は、平成十一年四月一日から施行す